

保安林の皆伐限度公表と申請書の提出先

皆伐限度公表

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、毎年度保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の規定により許可をすべき皆伐面積の限度を年 4 回（2/1、6/1、9/1、12/1 で、土日にあたる場合は、翌日または翌々日）長崎県公報により公表しています。

◎令和 7 年度第 3 次保安林皆伐許可面積の公表

令和 7 年度において 3 次に許可すべき保安林の皆伐面積の限度を森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 1 日

長崎県知事 大石 賢吾

令和 7 年度における第 3 次保安林皆伐面積の限度（単位 ヘクタール）

同一の単位と された保安林	皆伐面積		計
	民有林	国有林	
西彼地区 水源かん養保安林	240. 16	82. 00	322. 16
多良地区 水源かん養保安林	208. 00	167. 03	375. 03
雲仙地区 水源かん養保安林	48. 00	294. 83	342. 83
県北地区 水源かん養保安林	117. 00	53. 05	170. 05
平戸地区 水源かん養保安林	23. 00	9. 00	32. 00
福江島地区 水源かん養保安林	203. 87	81. 00	284. 87
奈留島地区 水源かん養保安林	17. 00		17. 00
若松島地区 水源かん養保安林	42. 00		42. 00
中通島地区 水源かん養保安林	54. 00		54. 00
上県地区 水源かん養保安林	265. 63	47. 84	313. 47
下県地区 水源かん養保安林	252. 71	65. 70	318. 41
西彼地区 土砂流出防備保安林	155. 12		155. 12
多良地区 土砂流出防備保安林	210. 80		210. 80
雲仙地区 土砂流出防備保安林	87. 24	8. 00	95. 24
県北地区 土砂流出防備保安林	103. 00	1. 00	104. 00

平戸地区 土砂流出防備保安林	42. 00	1. 00	43. 00
福江島地区 土砂流出防備保安林	218. 00	12. 00	230. 00
中通島地区 土砂流出防備保安林	89. 00	1. 00	90. 00
奈留島地区 土砂流出防備保安林	1. 00		1. 00
若松島地区 土砂流出防備保安林	38. 00		38. 00
壱岐地区 土砂流出防備保安林	0. 72		0. 72
上県地区 土砂流出防備保安林	99. 00		99. 00
下県地区 土砂流出防備保安林	64. 98	15. 00	79. 98
多良地区 土砂崩壊防備保安林	0. 12		0. 12
下県地区 土砂崩壊防備保安林	0. 06		0. 06
中通島地区 防風保安林	1. 00		1. 00
西彼地区 干害防備保安林	31. 00	49. 83	80. 83
多良地区 干害防備保安林	24. 70	7. 00	31. 70
雲仙地区 干害防備保安林	27. 00		27. 00
県北地区 干害防備保安林	37. 00	4. 00	41. 00
平戸地区 干害防備保安林	16. 00		16. 00
福江島地区 干害防備保安林	8. 00	62. 00	70. 00
中通島地区 干害防備保安林	23. 00		23. 00
上県地区 干害防備保安林	37. 00	14. 48	51. 48
下県地区 干害防備保安林	157. 00	58. 00	215. 00
県下一円 保健保安林	106. 95	9. 00	115. 95

限度公表に係る手続きと伐採のスケジュール

限度公表に従い、立木の伐採をしたい方は、伐採許可申請書を各公表日から申請期間内までに保安林の所在地を管轄する申請書提出先へ提出して下さい。

なお、伐採許可申請書については、下記からダウンロードできます。

ホーム（又は画面右上 MENU）→ 電子申請 → 申請書ダウンロード → 農林部 → 林政課

公表日等一覧（R 7 年度）

公表日	令和 7 年											令和 8 年				
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	
2 月 3 日 第 1 次 公 表	2/3～3/4 申請期間	なし	伐採可能期間												なし	
6 月 2 日 第 2 次 公 表	なし				6/2～7/1 申請期間		伐採可能期間									なし
9 月 1 日 第 3 次 公 表	なし							9/1～9/30 申請期間		伐採可能期間						なし
12 月 1 日 第 4 次 公 表	なし										12/1～1/5 申請期間		伐採可能期間			なし
2 月 2 日 R8 年度 第 1 次公表	なし												2/2～3/3 申請期間		なし	伐採可能期間

申請書の提出先

保安林の所在場所	申請書の提出先
長崎市、諫早市、大村市、西海市 長与町、時津町 東彼杵町、川棚町、波佐見町	県央振興局 森林土木課 森林管理班 住所：〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8 電話：0957-22-0201
島原市 雲仙市 南島原市	島原振興局 林務課 森林土木班 住所：〒855-8501 島原市城内 1-1205 電話：0957-63-5073
佐世保市、平戸市、松浦市 小値賀町、佐々町	県北振興局 森林土木課 森林土木班 住所：〒857-8502 佐世保市木場田町 3-25 電話：0956-22-1776
五島市 新上五島町	五島振興局 林務課 森林土木班 住所：〒853-8502 五島市福江町 7-1 電話：0959-72-2094
壱岐市	壱岐振興局 農林整備課 林務班 住所：〒811-5215 壱岐市石田町石田西触 1290 電話：0920-48-5211
対馬市	対馬振興局 森林土木課 森林土木班 住所：〒817-8510 対馬市厳原町国分 1441 電話：0920-52-5474